

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                    |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                 |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成24年11月27日                      |
| 【事業年度】     | 第100期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）     |
| 【会社名】      | 三櫻工業株式会社                         |
| 【英訳名】      | Sanoh Industrial Co.,Ltd.        |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 篠原 利幸                      |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目2番23号                |
| 【電話番号】     | 03（5793）8411（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役執行役員財務管理部長 篠原 良幸              |
| 【最寄りの連絡場所】 | 茨城県古河市本町四丁目2番27号                 |
| 【電話番号】     | 0280（33）1121（代表）                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役執行役員財務管理部長 篠原 良幸              |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年11月12日に提出いたしました第100期（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）訂正有価証券報告書に添付しております独立監査人の監査報告書に原本と一部異なる記載がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

独立監査人の監査報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月12日

三櫻工業株式会社

取締役会 御中

### 至誠監査法人

代表社員 公認会計士 能見 孟俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大石 達夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三櫻工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三櫻工業株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成19年6月27日に監査報告書を提出した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(訂正後)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月12日

三櫻工業株式会社

取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 能見 孟俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大石 達夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三櫻工業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三櫻工業株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成19年6月27日に監査報告書を提出した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(訂正前)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月12日

三櫻工業株式会社

取締役会 御中

### 至誠監査法人

代表社員 公認会計士 能見 孟俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大石 達夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三櫻工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三櫻工業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成20年6月26日に監査報告書を提出した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(訂正後)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月12日

三櫻工業株式会社

取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 能見 孟俊 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大石 達夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三櫻工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三櫻工業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して平成20年6月26日に監査報告書を提出した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。